

# 舞鶴市地域防災計画 原子力災害対策編

昭和56年	9月18日制定	(原子力発電所防災計画編)
昭和58年	2月3日修正	
昭和59年	4月18日修正	
昭和60年	2月14日修正	
昭和61年	4月14日修正	
昭和62年	1月23日修正	
平成元年	2月2日修正	
平成2年	2月6日修正	
平成3年	3月15日修正	
平成4年	2月7日修正	
平成5年	2月4日修正	
平成6年	2月16日修正	
平成11年	3月25日修正	
平成14年	3月20日修正	
平成21年	3月24日修正	
平成25年	3月13日全面改正	(原子力災害対策編)
平成25年1	2月25日修正	
平成27年	3月18日修正	
平成29年	3月17日修正	
平成31年	3月19日修正	
令和4年	3月31日修正	

舞 鶴 市 防 災 会 議



# 地域防災計画（原子力災害対策編）

## 目 次

第1章 総 則	1
第1節 本編の目的	1
第2節 本編の性格	1
1 舞鶴市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 舞鶴市における他の災害対策との関係	1
3 本編の修正	2
第3節 本編の周知徹底	2
第4節 本編の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 本編の基礎とするべき災害の想定	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	5
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	5
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	5
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	6
第2章 原子力災害事前対策	9
第1節 基本方針	9
第2節 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	9
第3節 立入検査と報告の徴収	9
第4節 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携	9
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	10
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	10
1 情報の収集・連絡体制の整備	10
2 情報の分析整理	11
3 通信手段の確保	13
第7節 緊急事態応急体制の整備	14
1 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備	14
2 災害対策本部体制等の整備	15
3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	15
4 長期化に備えた動員体制の整備	15
5 防災関係機関相互の連携体制	15
6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	16
7 自衛隊との連携体制	16
8 広域的な応援協力体制の拡充・強化	16

9	モニタリング体制等	16
10	専門家の派遣要請手続き	18
11	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	18
12	複合災害に備えた体制の整備	18
13	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	18
第8節	避難収容活動体制の整備	18
1	避難計画の作成	18
2	避難所等の整備等	19
3	避難行動要支援者に関する措置	20
4	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	21
5	学校等施設における避難計画の整備	22
6	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備	22
7	住民等の避難状況の確認体制の整備	22
8	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	22
9	警戒区域を設定する場合の計画の策定	22
10	避難所等・避難方法等の周知	22
第9節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	23
1	飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	23
2	飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	23
第10節	緊急輸送活動体制の整備	23
1	専門家の移送体制の整備	23
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	23
第11節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	24
1	救助・救急活動用資機材の整備	24
2	救助・救急機能の強化	24
3	原子力災害時における医療体制の整備	24
4	安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制整備	25
5	消火活動体制の整備	26
6	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	26
7	物資の調達、供給活動体制の整備	26
第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	26
第13節	行政機関の業務継続計画の策定	27
第14節	家庭動物等対策	27
第15節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	27
第16節	防災業務関係者の人材育成	28
第17節	防災訓練等の実施	29
1	訓練計画の策定	29
2	訓練の実施	30

3	実践的な訓練の実施と事後評価	30
第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	30
第19節	災害復旧への備え	31
第20節	関西電力株式会社の行う予防対策	31
1	環境条件の調査	31
2	通信連絡網の整備	31
3	防災上必要な研究	31
4	防災上必要な安全教育及び訓練等	31
5	放射能等監視体制の整備	31
6	住民広報窓口の設置	32
第3章	緊急事態応急対策計画	33
第1節	基本方針	33
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	33
1	施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	33
2	応急対策活動情報の連絡	34
3	一般回線が使用できない場合の対処	36
4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	36
第3節	活動体制の確立	41
1	舞鶴市の活動体制	41
2	原子力災害合同対策協議会への出席等	56
3	専門家の派遣要請	56
4	応援要請及び職員の派遣要請等	56
5	自衛隊の派遣要請等	57
6	原子力被災者生活支援チームとの連携	57
7	防災業務関係者の安全確保	57
第4節	避難等の防護措置	58
1	避難等の防護措置の実施	58
2	避難所等	60
3	広域一時滞在	61
4	安定ヨウ素剤の配布及び服用	62
5	避難行動要支援者への配慮	62
6	要配慮者への配慮	62
7	学校等施設における避難措置	63
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	63
9	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	63
10	飲食物、生活必需品等の供給	64
第5節	治安の確保及び火災の予防	64
第6節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	64

第7節	緊急輸送活動	65
1	緊急輸送活動	65
2	緊急輸送のための交通確保	65
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	66
1	救助・救急及び消火活動	66
2	医療措置	66
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	66
1	住民等への情報伝達活動	66
2	住民等からの問い合わせに対する対応	68
第10節	自発的支援の受入れ等	68
1	ボランティアの受入れ	69
2	国民等からの義援物資、義援金及び見舞金の受入れ	69
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	69
1	市域外へ避難した場合の行政体制	69
2	各種データの整備保全	70
第12節	水資源対策	70
第13節	家庭動物等対策	71
第14節	関西電力株式会社の行う応急対策	71
1	災害情報の把握	71
2	原子力災害医療	71
3	退避誘導及び発電所内入域制限	71
4	原子力災害の拡大防止を図るための措置	72
5	要員の派遣、資機材の貸与	72
6	住民広報窓口の設置	72
第4章	原子力災害中長期対策計画	73
第1節	基本方針	73
第2節	高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除	73
第3節	現地事後対策連絡会議への職員の派遣	73
第4節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	73
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	73
第6節	各種制限措置の解除	74
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	74
1	災害地域住民の記録	74
2	災害対策措置状況の記録	74
第8節	被災者等の生活再建等の支援	74
第9節	風評被害等の影響の軽減	75
第10節	被災中小企業等に対する支援	75
第11節	心身の健康相談体制の整備	75

【別添】

別表 1	緊急事態区分とEALについて	76
別表 2	OILと防護措置について	79

## 第1章 総則

舞鶴市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、舞鶴市防災会議が作成する計画であって、「一般災害対策編」を基本として、「震災対策編」、「原子力災害対策編（以下「本編」という。）」、「事故対策計画編」の4編により構成する。

### 第1節 本編の目的

本編は、災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原発法」という。）に基づき、関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）及び関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって舞鶴市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 第2節 本編の性格

#### 1 舞鶴市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本編は、舞鶴市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

舞鶴市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

#### 2 舞鶴市における他の災害対策との関係

本編に定めのない事項については「舞鶴市地域防災計画一般災害対策編、震災対策編及び事故対策計画編」によるものとする。



### 3 本編の修正

本編は、防災基本計画、原子力災害対策指針等の見直し等により、修正の必要があると認める場合には、災対法第42条の規定に基づき、これを変更するものとする。

#### 第3節 本編の周知徹底

本編は、関係行政機関、関係公共機関、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては舞鶴市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

#### 第4節 本編の作成又は修正に際し遵守すべき指針

本編の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和3年7月21日一部改正）を遵守するものとする。

#### 第5節 本編の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

【原子力災害対策指針 第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」】

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域

(PAZ : Precautionary Action Zone)

「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」を高浜発電所からおおむね半径5kmまでの範囲として表1及び図1に示すとおりとする。

表1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ) (令和4年1月1日現在)

発電所	対象地域	人口
高浜 発電所	松尾、杉山	48人

- ・ 緊急防護措置を準備する区域

(UPZ : Urgent Protective Action planning Zone)

「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」を高浜発電所からおおむね半径30kmまでの範囲及び大飯発電所からおおむね半径32.5kmまでの範囲として表2及び図1、図2に示すとおりとする。

表2 緊急防護措置を準備する区域(UPZ) (令和4年1月1日現在)

発電所	対象地域	人口
高浜 発電所	舞鶴市域全域(松尾、杉山を除く)	79,451人
大飯 発電所	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区(野村寺、城屋、高野台、上福井を除く)、加佐地区(蒲江、油江、東神崎、西神崎)	75,263人

ただし、大山、田井、成生、野原の4地区(441人)においては、PAZに準じた防護措置を行う。

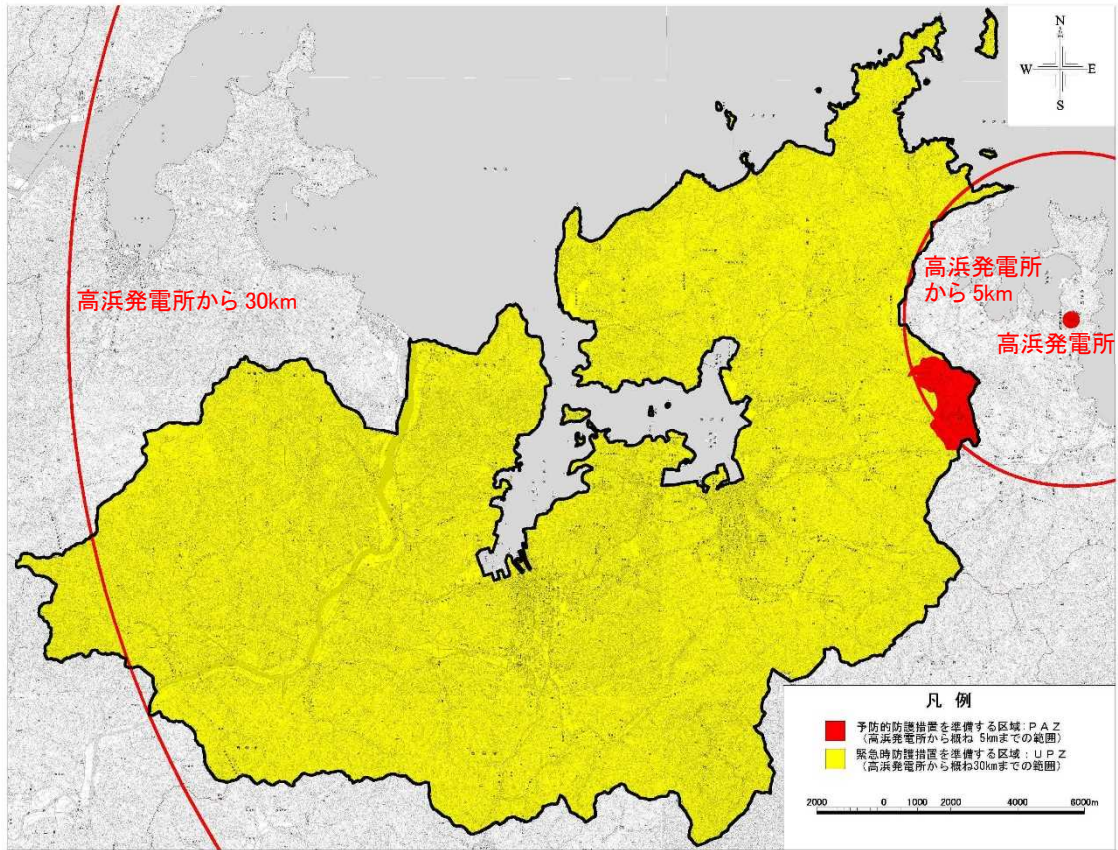


図1 P・A・Z・U・P・Z（高浜発電所）

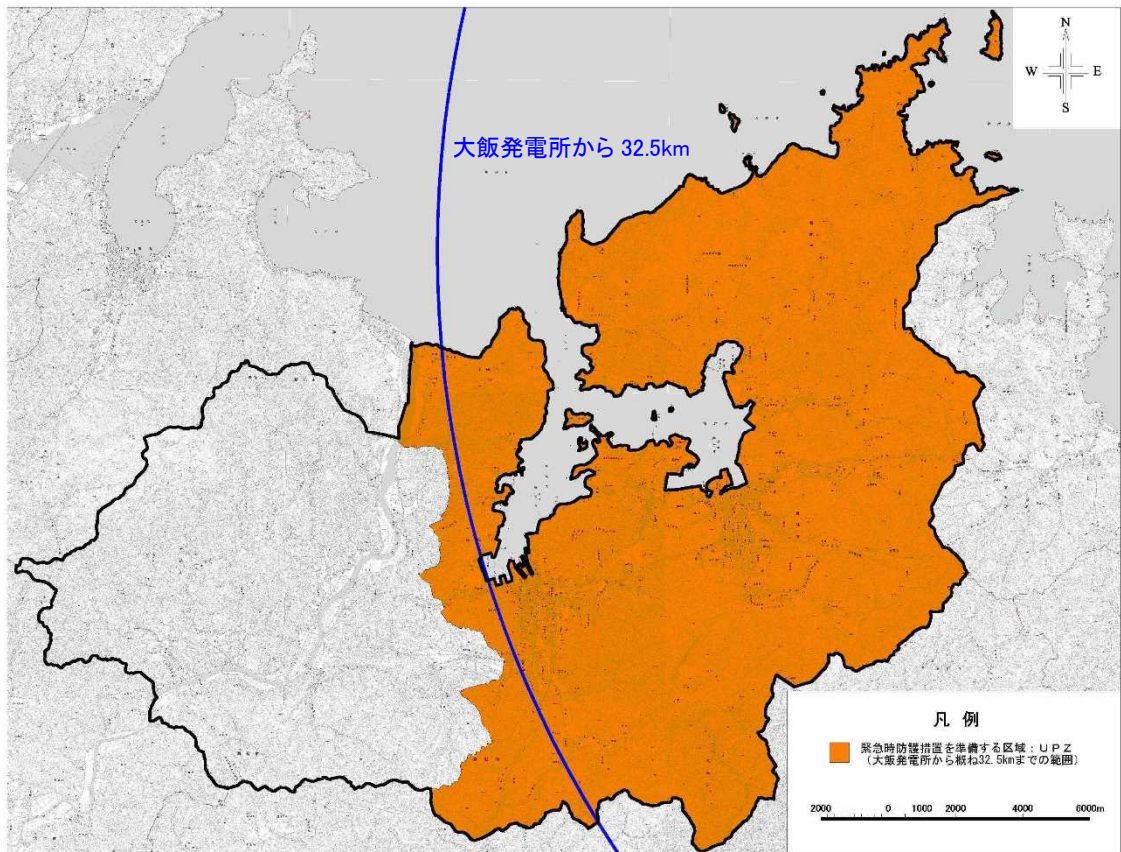


図2 U・P・Z（大飯発電所）

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態（高浜町若しくはおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（高浜町若しくはおおい町において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。）
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

※ 緊急時活動レベル[E A L]（別表1のとおり）

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとし、U P Zの範囲外においても、必要に応じて予防的な防護措置（屋内退避）を実施することとする。

### 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。（別表2のとおり）

（別表1、別表2は別添のとおり）

## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

表3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（1）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
舞鶴市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び教育・訓練</li> <li>2 通信連絡網の整備</li> <li>3 防護資機材及び防護対策資料の整備</li> <li>4 環境条件の把握</li> <li>5 舞鶴市災害対策本部等の設置</li> <li>6 災害状況の把握及び伝達等</li> <li>7 京都府が行う汚染状況調査に対する協力</li> <li>8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等</li> <li>9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力</li> <li>10 汚染飲食物の摂取制限等</li> <li>11 緊急輸送及び必需物資の調達</li> <li>12 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力</li> <li>13 制限措置の解除</li> <li>14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> <li>15 京都府が行う原子力防災に対する協力</li> <li>16 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</li> </ol>
京都府	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び教育・訓練</li> <li>2 通信連絡網の整備</li> <li>3 観測施設及び緊急時医療施設の整備</li> <li>4 環境条件の把握</li> <li>5 防護資機材及び防護対策資料の整備</li> <li>6 京都府災害対策本部等の設置</li> <li>7 災害状況の把握及び伝達等</li> <li>8 放射性物質による汚染状況調査</li> <li>9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等</li> <li>10 被ばく者の診断及び措置</li> <li>11 汚染飲食物の摂取制限等</li> <li>12 緊急輸送及び必需物資の調達</li> <li>13 放射性汚染物質の除去</li> <li>14 制限措置の解除</li> <li>15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> <li>16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言</li> <li>17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</li> </ol>
京都府舞鶴警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺住民等への情報伝達</li> <li>2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</li> <li>3 交通規制及び緊急輸送の支援</li> <li>4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</li> </ol>

表3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱(2)

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	近畿農政局	1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
	第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制 2 海上におけるモニタリングの支援 3 海上における緊急輸送の確保
	大阪管区气象台 (京都地方气象台)	1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援
自衛隊	陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊第23航空隊	1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保の支援
指定 公共 機関	日本赤十字社 (京都府支部)	1 緊急時医療センターへの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	関西電力株式会社	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 〔放射線(能)の観測設備機材、通信連絡設備 放射線防護機材、消防救助用機材等〕 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 京都府及び関係市町の実施する原子力防災対策に対する積極的な全面協力
指定 地方 公共 機関	一般社団法人京都府医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	一般社団法人京都府バス協会	1 避難住民等の輸送
	一般社団法人 京都府トラック協会	1 緊急物資の輸送

表3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱(3)

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
公 共 的 団 体 等	一般社団法人舞鶴医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	独立行政法人国立病院機構舞鶴 医療センター 舞鶴赤十字病院 国家公務員共済組合連合会舞鶴 共済病院 市立舞鶴市民病院	1 院内における医療 2 医療救護班の編成及び派遣 3 緊急時医療センターへの支援
	京都丹の国農業協同組合 舞鶴森林組合 京都府漁業協同組合	1 汚染農作物・水産物の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 放送設備等を利用したの広報活動等の協力

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- 1 舞鶴市は、関西電力株式会社が修正しようとする高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画について、京都府から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- 2 舞鶴市は、関西電力株式会社が届け出る高浜発電所及び大飯発電所に係る下記の書類の写しを京都府から受領する。
  - (1) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届け出
  - (2) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出
  - (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出

### 第3節 立入検査と報告の徴収

舞鶴市は、京都府が行う関西電力株式会社からの報告の徴収及び立入検査の実施結果の概要について、通知を受けるものとする。

### 第4節 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携

- 1 舞鶴市は、本編の修正等、高浜発電所及び大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時の対応等については、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。



- 舞鶴市は、事故時の連絡体制の準備、京都府や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、京都府と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上級放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 舞鶴市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 舞鶴市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 舞鶴市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

舞鶴市は、国、京都府、関係市町、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 舞鶴市と関係機関相互の連携体制の確保

舞鶴市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、京都府、関係市町、関西電力株式会社その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、京都府、関西電力株式会社その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

特に、高浜発電所及び大飯発電所とは、本編、協定書等により、平常時、緊急時及び災害発生時における各種情報の連絡通報に万全を期するものとする。

ア 高浜発電所及び大飯発電所からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

- ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
- (2) 機動的な情報収集体制
- 舞鶴市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。
- (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定
- 舞鶴市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。
- (4) 非常通信関係防災機関との連携
- 舞鶴市は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- (5) 移動通信系の活用体制
- 舞鶴市は、関係機関と連携し、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。
- (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築
- 舞鶴市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 2 情報の分析整理

- (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制
- 舞鶴市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。
- (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進
- 舞鶴市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

## (3) 防災対策上必要とされる資料

舞鶴市は、国、京都府、関西電力株式会社その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる高浜発電所及び大飯発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

## ア 高浜発電所及び大飯発電所に関する資料

(ア) 高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画

(イ) 高浜発電所及び大飯発電所の施設の配置図

## イ 社会環境に関する資料

(ア) 周辺概況図

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所及び大飯発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（高浜発電所及び大飯発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

(カ) 原子力災害医療体制に関する資料

## ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(ア) 周辺地域の気象資料（過去10年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

(イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取の候補地点図

(ウ) 京都府の線量推定計算に関する資料

(エ) 京都府の平常時環境放射線モニタリングに関する資料

(オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

(カ) 農林水産物の生産及び出荷状況

## エ 防護資機材等に関する資料

(ア) 防護資機材の備蓄・配備状況

(イ) 避難用車両の緊急時における運用体制

(ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

## オ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

(ア) 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

(イ) 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

(ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

#### カ 避難に関する資料

(ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

(イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした府県・市町村間の調整済のもの）

### 3 通信手段の確保

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

#### (1) 防災行政無線の確保・活用

舞鶴市は、国、京都府とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

#### (2) 災害に強い伝送路の構築

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

#### (3) 機動性のある緊急通信手段の確保

舞鶴市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるものとする。

#### (4) 災害時優先電話等の活用

舞鶴市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

#### (5) 通信輻輳の防止

舞鶴市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

舞鶴市は、京都府及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して非常用電源設備(補充用燃料を含む。)の整備等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

舞鶴市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制の整備

舞鶴市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

### 1 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢等をとるために必要な体制

舞鶴市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

舞鶴市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、直ちに国及び京都府と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに舞鶴市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

### 2 災害対策本部体制等の整備

舞鶴市は、舞鶴市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、

災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、舞鶴市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

### 3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

舞鶴市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、京都府、関係周辺自治体とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、京都府及び府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、舞鶴市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、京都府、関係周辺自治体、関係機関、関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、舞鶴市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

### 4 長期化に備えた動員体制の整備

舞鶴市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

### 5 防災関係機関相互の連携体制

(1) 舞鶴市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、京都府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 舞鶴市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り

決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

舞鶴市は、消防の応援について京都府内外の近隣市町村及び京都府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 7 自衛隊との連携体制

舞鶴市は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

## 8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

舞鶴市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難地域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、舞鶴市は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係府県（PAZを含む府県及びUPZを含む府県をいう。以下同じ。）、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

舞鶴市は、緊急時モニタリングにおける、京都府等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

なお、舞鶴市内における環境放射線モニタリングの状況は下表のとおりである。

表4 環境放射線モニタリングの状況

(令和4年3月末現在)

測定所等種類	名称	所在地
高線量計 (NaI (Tl) シンチレーション式 及び電離箱式)	田井MP	舞鶴市字田井 97-2
	夕潮台MP	舞鶴市字浜地内
	大山測定所	舞鶴市字大山 241-3
	塩汲測定所	舞鶴市字笹部 115
	岡安測定所	舞鶴市字岡安 23-1
	吉坂測定所	舞鶴市字松尾 8-1
	倉梯測定所	舞鶴市字行永 7
	地頭測定所	舞鶴市字地頭 523-2
低線量計 (NaI (Tl) シンチレーション)	倉谷測定所	舞鶴市字倉谷 1350-23
簡易型電子線量計	三浜測定所	舞鶴市字三浜 675
	平測定所	舞鶴市字平・赤野地内
	千歳測定所	舞鶴市字千歳地内
	与保呂測定所	舞鶴市字与保呂 48
	池内測定所	舞鶴市字堀 4-1
	相生測定所	舞鶴市字円満寺 100-14
	丸田測定所	舞鶴市字丸田
	神崎測定所	舞鶴市字西神崎 257
	岡田測定所	舞鶴市字久田美 930
	成生測定所	舞鶴市字成生 36-2
	松尾測定所	舞鶴市字松尾 524-1
	杉山測定所	舞鶴市字杉山 430
	野原測定所	舞鶴市字野原 809-1
大気モニタ	塩汲測定所	舞鶴市字笹部 115
	岡安測定所	舞鶴市字岡安 23-1
	吉坂Ⅱ測定所	舞鶴市字吉坂 113-4
	倉梯Ⅱ測定所	舞鶴市八反田北町 115
	地頭測定所	舞鶴市字地頭 523-2
	三浜測定所	舞鶴市字三浜 675
	相生測定所	舞鶴市字円満寺 100-14
	神崎測定所	舞鶴市字西神崎 257
ヨウ素サンプラ	倉梯Ⅱ測定所	舞鶴市八反田北町 115
	三浜測定所	舞鶴市字三浜 675
	神崎測定所	舞鶴市字西神崎 257



## 10 専門家の派遣要請手続き

舞鶴市は、高浜発電所又は大飯発電所から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

舞鶴市は、国、京都府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

## 12 複合災害に備えた体制の整備

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

舞鶴市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

# 第8節 避難収容活動体制の整備

## 1 避難計画の作成

舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を策定するものとする。

### (1) P A Z

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（注。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

（注）施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第1

5号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。) (ロ又はハに該当する者を除く。)

のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(2) U P Z

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

(3) 共通

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外とする。なお、舞鶴市の境界を越えた広域の避難計画の策定については、国及び京都府が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

## 2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

舞鶴市は、京都府や関西広域連合の協力を得て、他の市町村の地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ定めるものとし、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等への避難が可能となるよう努めるものとする。

なお、指定避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、舞鶴市は、京都府や関西広域連合の協力を得て、避難所となる施設の管理者等との協定の締結を推進するとともに、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つことができるよう協議するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

舞鶴市は、京都府と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

舞鶴市は、京都府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

舞鶴市は、京都府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、

他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

舞鶴市は、国、京都府、企業等に協力を求め、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制の整備に努めるものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

舞鶴市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

舞鶴市は、京都府に協力を求め、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

舞鶴市は、京都府に協力を求め、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所における備蓄、通信設備の整備等に努めるものとする。

### 3 避難行動要支援者に関する措置

(1) 舞鶴市は、避難行動要支援者（舞鶴市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 舞鶴市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 舞鶴市は、消防機関、警察機関、自治会、自主防災組織、民生児童委員等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情

報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

#### 4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 舞鶴市は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

ア 舞鶴市は、京都府の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

特に、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び重度の在宅要配慮者の避難については、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、受入体制の確立や協力体制の確立に努める。

イ 舞鶴市は、京都府の助言のもと、災害時要援護者避難支援プラン（個別支援計画）等の整備に努めるものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(4) 舞鶴市は、京都府が国の協力のもと促進する社会福祉施設、医療機関、公民館等の放射線防護対策工事に協力するものとする。

(5) 舞鶴市は、京都府が大規模・広域災害発生時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の避難・受入や他都道府県発災時の応援態勢等について、行政・医療・福祉関係者により調整を行うために設置する京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携するものとする。

なお、同センターの構成機関は下表のとおりである。

行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町
医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会
福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、一般社団法人

	京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、京都府児童福祉施設連絡協議会、京都児童養護施設長会、京都市身体障害者福祉施設長協議会
--	---

## 5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、舞鶴市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

## 6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## 7 住民等の避難状況の確認体制の整備

舞鶴市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、舞鶴市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

## 8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

舞鶴市は、京都府の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

舞鶴市は、国及び京都府と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 10 避難所等・避難方法等の周知

舞鶴市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避

難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。) 、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

## 第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

### 1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

舞鶴市は、国、京都府及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

舞鶴市は、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

### 1 専門家の移送体制の整備

舞鶴市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定利用手続き、現地までの先導体制等）について京都府があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

### 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

舞鶴市は、舞鶴市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に配慮するものとする。また、舞鶴市の道路管理者は、国、京都府、京都府警察本部及び関係機関と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や道路交通、気象等の状況等把握のための装置や情報板などの整備を行い、安全なルートを設定し、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

## 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

### 1 救助・救急活動用資機材の整備

舞鶴市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

### 2 救助・救急機能の強化

舞鶴市は京都府及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3 原子力災害時における医療体制の整備

舞鶴市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害時における医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

表5 原子力災害時における医療体制の状況

資料：京都府医療課（平成29年9月現在）

1	原子力災害拠点病院	国立病院機構京都医療センター（基幹病院）
2		京都大学医学部附属病院
3		京都府立医科大学附属病院

※原子力災害拠点病院…被ばく傷病者等に対する専門的医療を実施する地域の中核病院。合わせて、教育研修・訓練の実施、原子力災害医療派遣チームの配置等の役割を担う。

1	原子力災害医療協力機関	医療法人清仁会亀岡シミズ病院
2		亀岡市立病院
3		京都中部総合医療センター
4		国保京丹波町病院
5		市立福知山市民病院
6		医療法人福富士会京都ルネス病院
7		市立福知山市民病院 大江分院
8		綾部市立病院
9		国立病院機構舞鶴医療センター
10		舞鶴赤十字病院
11		国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院
12		京都府立医科大学附属北部医療センター
13		公益財団法人丹後中央病院
14		京丹後市立弥栄病院
15		京丹後市立久美浜病院
16		日本赤十字社京都府支部
17		一般社団法人京都府医師会
18		一般社団法人舞鶴医師会
19		一般社団法人与謝医師会
20		一般社団法人福知山医師会
21		船井医師会
22		一般社団法人左京医師会
23		一般社団法人京都府薬剤師会

24		船井薬剤師会
25		綾部薬剤師会
26		福知山薬剤師会
27		舞鶴薬剤師会
28		丹後薬剤師会
29		公益社団法人京都府放射線技師会

※原子力災害医療協力機関…被ばく傷病者等に対する初期診療、被災者に対する放射性物質による汚染の測定、救護所への医療チームの派遣、安定ヨウ素剤配布の支援等を実施する。

#### 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制整備

舞鶴市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Zに準じた防護措置を行う地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

また、舞鶴市は、京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

##### (1) 事前配布体制の整備

ア 舞鶴市は、京都府と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 舞鶴市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、京都府、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、服用を優先すべき対象者等の把握に努めるものとする。

ウ 舞鶴市は、京都府と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

エ 舞鶴市は、京都府と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年又は5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

##### (2) 緊急時における配布体制の整備

ア 舞鶴市は、京都府と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を速やかに服用することができるよう、配布体制について十分検討することとする。

イ 舞鶴市は、京都府と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、効能又は効果、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等について説明



するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

## 5 消火活動体制の整備

舞鶴市は、平常時から京都府等と連携を図り、火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

京都府は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

## 6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 舞鶴市は、国及び京都府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 舞鶴市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、京都府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 7 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 舞鶴市は、国、京都府と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無

線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

- 3 舞鶴市は、国、京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 4 舞鶴市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 舞鶴市は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

### 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

舞鶴市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

### 第14節 家庭動物対策

- 1 舞鶴市は、原子力災害時において、飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示した京都府が作成したガイドブックを配布して啓発する。
- 2 舞鶴市は、原子力災害時において、迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。

### 第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 1 舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に

関する知識の普及と啓発のため、ホームページ、広報紙、パンフレット等を活用するとともに、出前講座や地域への防災説明会の機会を通じて、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に、舞鶴市、国及び京都府等が講じる対策の内容に関すること
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

- 2 舞鶴市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 舞鶴市は、防災知識の普及と啓発の実施にあたり、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 舞鶴市は、避難状況の確実な把握のため、舞鶴市が指定した避難所以外に避難をした場合等に、舞鶴市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、舞鶴市は国及び京都府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第16節 防災業務関係者の人材育成

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子

力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害時における医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に舞鶴市、京都府及び国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害時における医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

## 第17節 防災訓練等の実施

### 1 訓練計画の策定

(1) 舞鶴市は、国、京都府、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害時における医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民避難訓練
- ク 人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を京都府と共同又は独自に行うものとする。

(2) 舞鶴市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に舞鶴市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等舞鶴市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

## 2 訓練の実施

### (1) 要素別訓練等の実施

舞鶴市は、計画に基づき、国、京都府、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

### (2) 総合的な防災訓練の実施

舞鶴市は、高浜発電所又は大飯発電所が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、関西電力株式会社等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

## 3 実践的な訓練の実施と事後評価

舞鶴市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

舞鶴市は、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

舞鶴市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた舞鶴市消防本部は、直ちにその旨を京都府に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた京都府舞鶴警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

- 3 事故の通報を受けた舞鶴海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- 4 京都府及び舞鶴市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第19節 災害復旧への備え

舞鶴市は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

## 第20節 関西電力株式会社の行う予防対策

高浜発電所及び大飯発電所における原子力防災対策については、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災対法等の原子力関係法令に基づき周辺環境の安全確保、安全防護施設の設置をはじめ、いかなる事態にも対処できるよう次の対策を講じることとされている。

### 1 環境条件の調査

施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。

### 2 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達についての組織・通信機器等整備を行う。

### 3 防災上必要な研究

国又は防災機関の行う災害予防に関する科学的な研究に協力し、その成果を利用して災害予防対策の効果的な実施を図る。

### 4 防災上必要な安全教育及び訓練等

平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社職員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。

### 5 放射能等監視体制の整備

(1) 空間放射線量率等の監視

舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の府域2箇所並びに高浜発電所及び大飯発電所敷地ほか福井県内25箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト（NaI(Tl)シンチレーション検出器等）による連続測定並びに積算線量測定素子による定期監視（4回／年）体制をとる。

(2) 海洋放射能等の監視

原子力発電所放水口に水モニタを設置し、放射能の連続測定及び海水、海底土、生物の放射能の定期測定（4回／年）を行う。また、周辺海域の水温・塩分分布の定期測定（2回／日／季）を行う。

(3) 放射性物質の放出状況の監視

原子力発電所排気筒にダストモニタ、ガスモニタ等を設置し、放射能の常時測定を行う。

(4) 上記(1)、(2)の調査、測定の結果については、「高浜発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する協定書」及び「大飯発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する通報連絡協定書」に基づいて舞鶴市へ報告するものとする。

なお、測定値に異常があった場合には、国（原子力規制庁）、舞鶴市及び京都府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。

## 6 住民広報窓口の設置

原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置する体制を整備する。

## 第3章 緊急事態応急対策計画

### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### (1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府、府内関係市町等に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町等に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 舞鶴市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、必要に応じて、京都府と重複しないよう関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### (2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府、府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。

また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において、原子力事業者防災計画に定める警戒事態に該当する事象が発生したときは、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、図3（高浜発電所）、図4（大飯発電所）のとおりである。



ウ 舞鶴市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、必要に応じて、京都府と重複しないよう関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- (3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合
- ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、原災法、高浜発電所原子力事業者防災業務計画、大飯発電所原子力事業者防災業務計画等に基づき、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、舞鶴市、京都府警察本部、舞鶴市消防本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、舞鶴市は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- なお、これらの連絡系統図は、図5（高浜発電所）、図6（大飯発電所）のとおりである。
- ウ 舞鶴市は、高浜発電所及び大飯発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、必要に応じて、京都府と重複しないよう関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- エ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

## 2 応急対策活動情報の連絡

### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴市消防本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に、関西電力株式会社の応急措置の概要等を定期的にファクシミリにより連絡するもの

とされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、舞鶴市は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 舞鶴市は、国（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、高浜発電所及び大飯発電所等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 舞鶴市は、指定地方公共機関との間において、高浜発電所及び大飯発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 舞鶴市及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

オ 舞鶴市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

## (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）及び府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴市消防本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、舞鶴市は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

なお、連絡系統図は、図5（高浜発電所）、図6（大飯発電所）のとおりである。

イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

舞鶴市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

ウ 舞鶴市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、舞鶴市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、舞鶴市及び京都府をはじめ関西電力株式会社、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

### 3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、イ

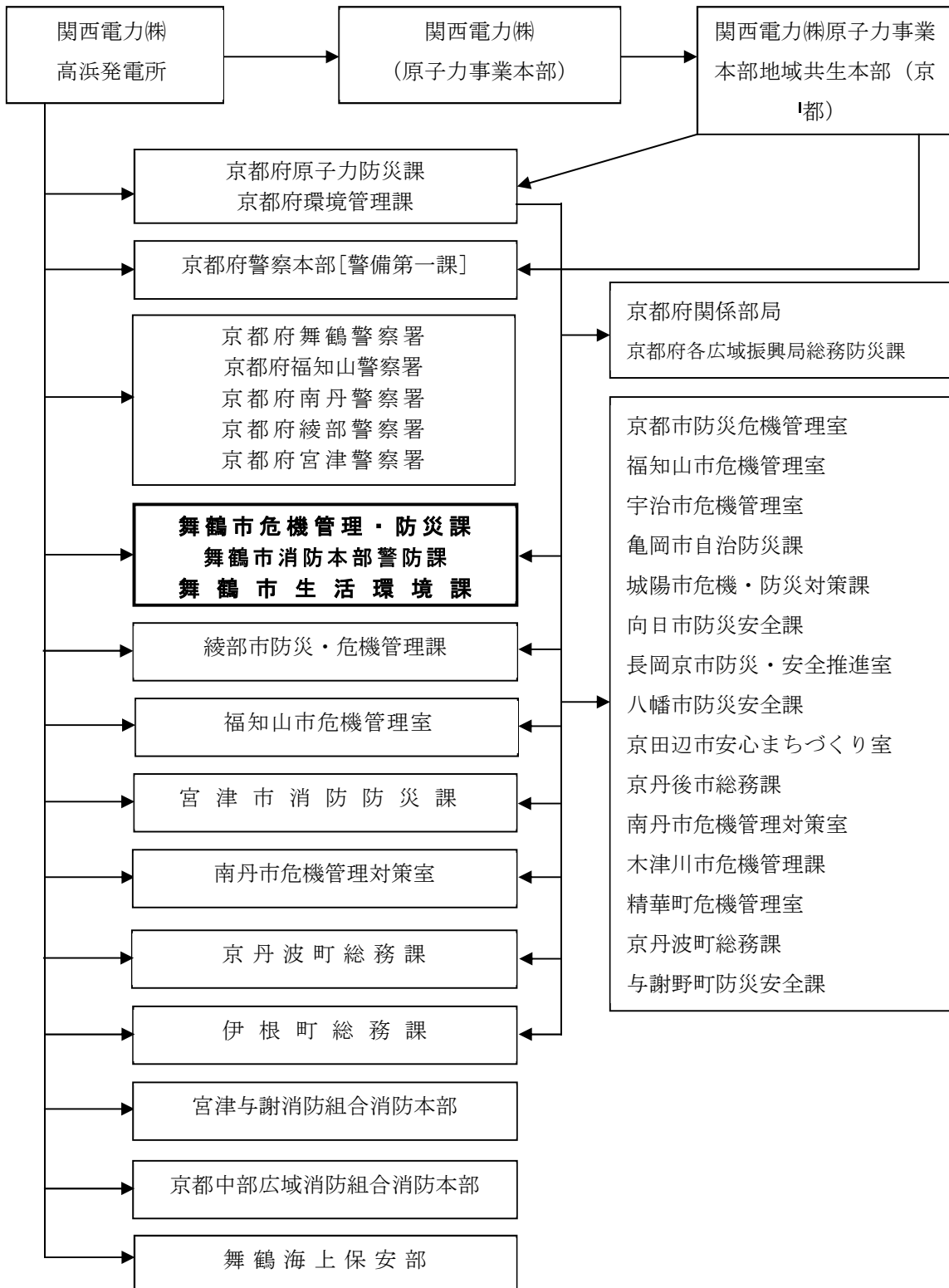
インターネットメール、J-A L E R T及びN-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、京都府は伝達された内容を舞鶴市及び関西広域連合等に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

#### 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

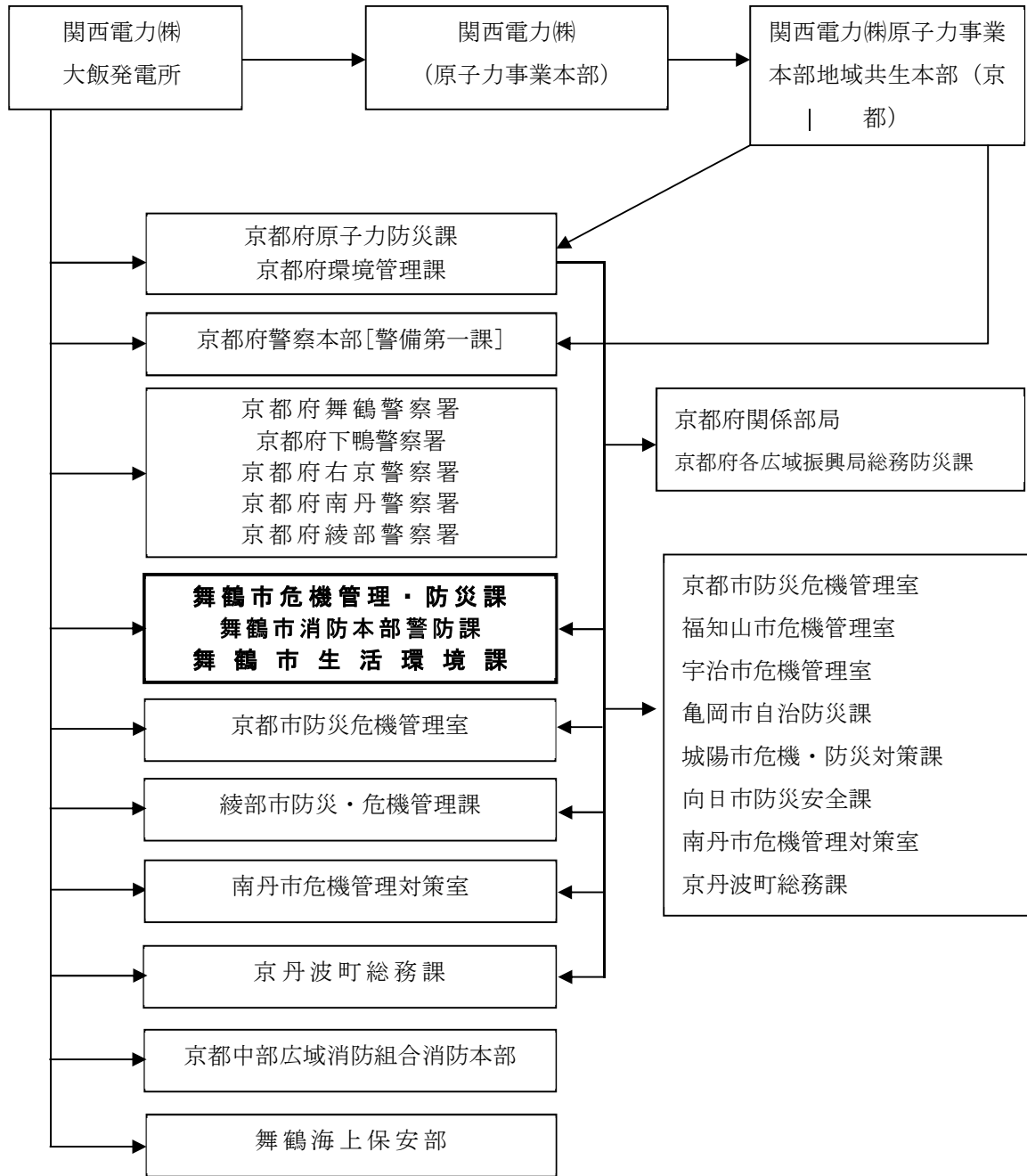
舞鶴市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や京都府等の関係機関に協力するものとする。

図3 「警戒事態に該当する事象発生時の情報連絡」系統図 (高浜発電所)



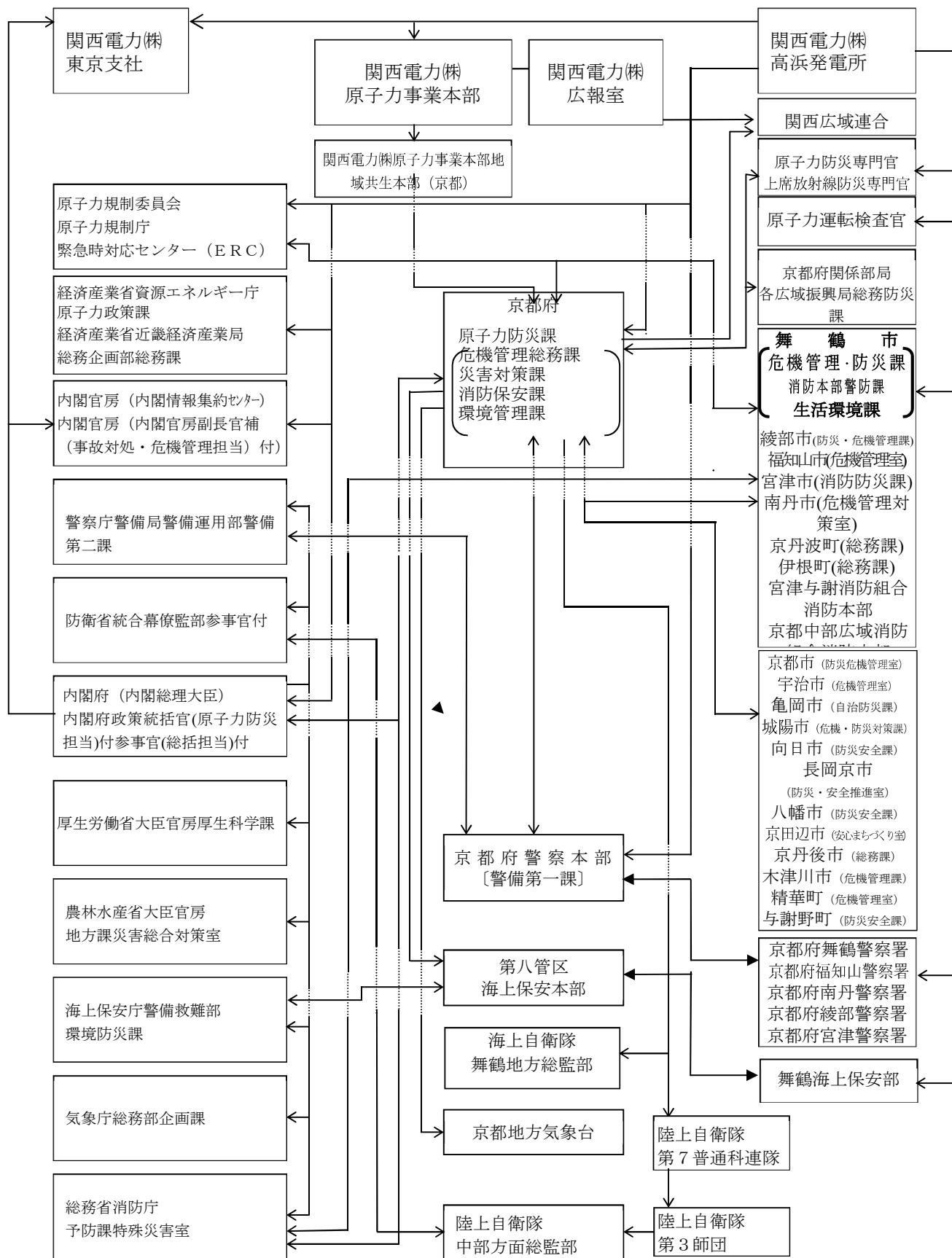
※ 関西電力(株)は、電話による着信確認を行う。

図4 「警戒事態に該当する事象発生時の情報連絡」系統図（大飯発電所）



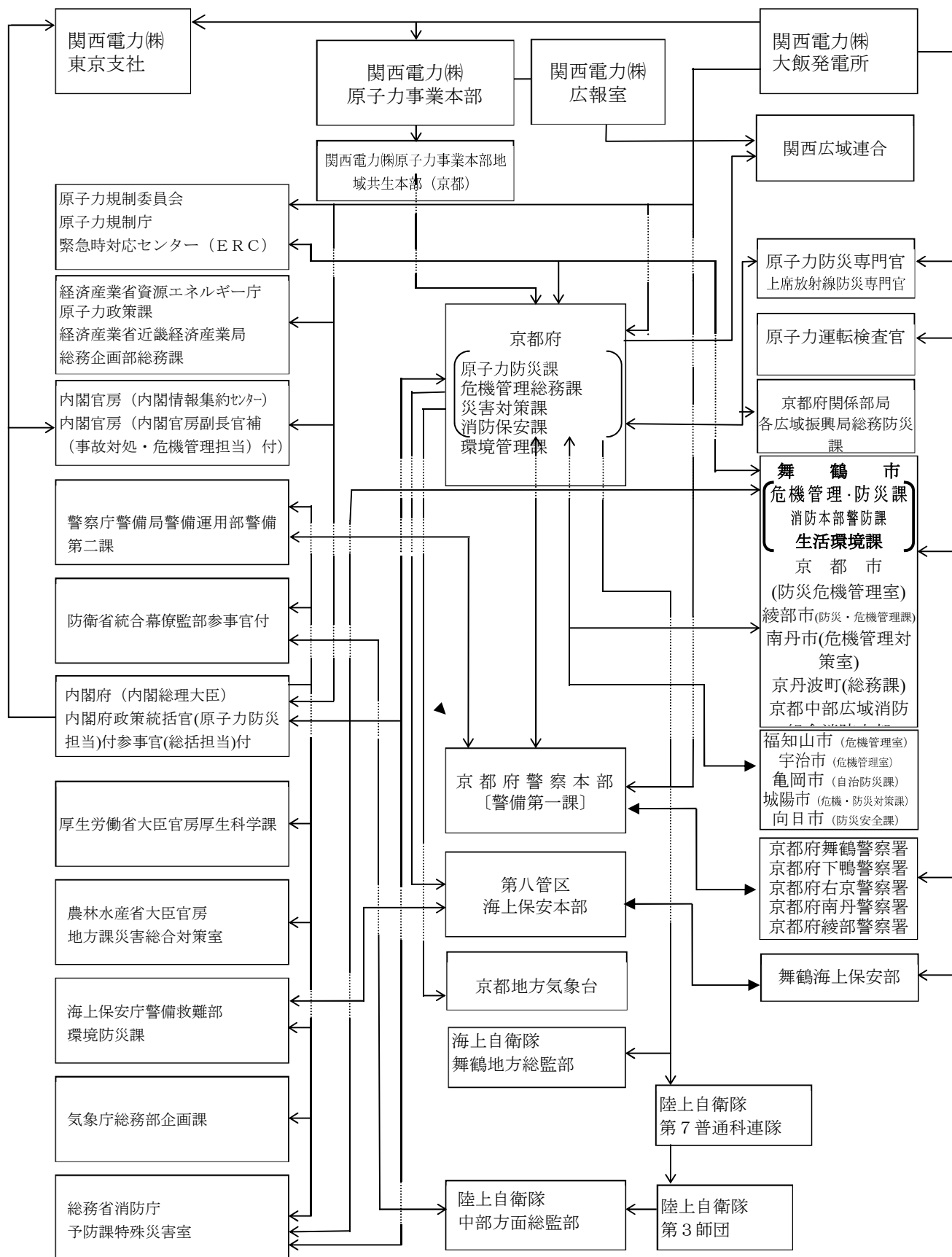
※ 関西電力㈱は、電話による着信確認を行う。

図5 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※ 関西電力(株)は、電話による着信確認を行う。

図6 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（大飯発電所）



※ 関西電力(株)は、電話による着信確認を行う。

### 第3節 活動体制の確立

#### 1 舞鶴市の活動体制

##### (1) 情報収集事態発生時の警戒体制

舞鶴市は、情報収集事態発生時に、必要に応じ連絡調整会議を開催し、京都府と連携しながら、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

なお、連絡調整会議の体制は、図7のとおりとする。

##### (2) 警戒事態発生時の警戒体制

###### ア 警戒事態発生時の警戒体制

舞鶴市は、警戒事態の発生を認知した場合、その他舞鶴市長が必要と認めた場合、舞鶴市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

###### イ 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の組織、構成、体制等は図7及び表6、表7のとおりとする。

###### ウ 情報の収集

舞鶴市は警戒事態の発生を認知した場合、京都府、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど、国、京都府との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

###### エ オフサイトセンターの設営準備への協力

舞鶴市は、警戒事態の発生を認知した場合、京都府、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

###### オ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

舞鶴市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに舞鶴市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

###### カ 国等との情報の共有等

舞鶴市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、舞鶴市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

###### キ 災害警戒本部の閉鎖

災害警戒本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 災害警戒本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。



## (3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制

## ア 災害対策本部の設置

舞鶴市は、施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、京都府から施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は舞鶴市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に舞鶴市長を本部長とする災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府、関西電力株式会社、関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置するものとする。

## イ 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、構成、体制等は図7及び表6、表7のとおりとする。

## ウ 京都府への連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、この旨を国及び京都府知事へ連絡するとともに、京都府の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

## エ 情報の収集

舞鶴市は、施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、京都府、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国、京都府との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

## オ オフサイトセンターの設営準備への協力

舞鶴市は、施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、京都府、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

## カ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

舞鶴市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに舞鶴市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

## キ 国等との情報の共有等

舞鶴市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、舞鶴市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

## ク 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

## ケ 災害対策本部の閉鎖

災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときに閉鎖する。

図7 「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の体制

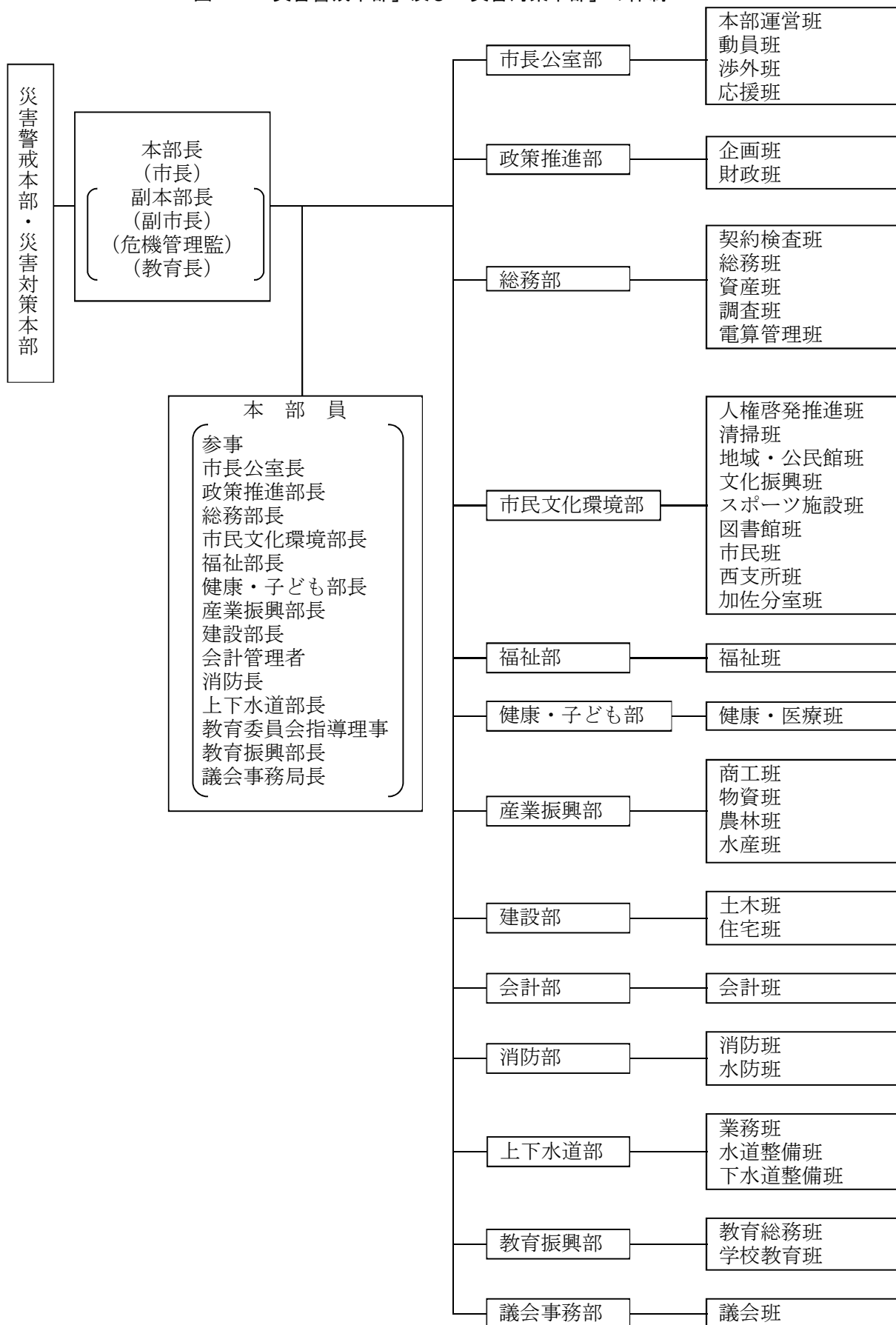


表6 担当部・課の事務分掌

〔市長公室部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市長公室部	本部運営班 (危機管理室 危機管理・防災課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に関すること。</li> <li>2 被害状況、情報資料等の収集及び報告に関すること。</li> <li>3 命令及び決定事項の伝達等本部内の連絡に関すること。</li> <li>4 気象予警報の連絡に関すること。</li> <li>5 防災行政無線の統制に関すること。</li> <li>6 原子力災害合同対策協議会に関すること。</li> <li>7 関西電力株式会社との連絡調整に関すること。</li> <li>8 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>9 その他必要と認められること。</li> </ol>
	動員班 (人事室 人事課 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員及び応援調整に関すること。</li> <li>2 職員の給食に関すること。</li> <li>3 ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>4 防災業務に従事する職員の被ばく管理等健康管理に関する こと。</li> <li>5 その他必要と認められること。</li> </ol>
	渉外班 (秘書課 広報広聴課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 広報活動及び報道機関との連絡に関すること。</li> <li>3 災害記録(写真・録画・録音等)に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>
	応援班 (監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・各班の応援に関すること。</li> <li>2 その他必要と認められること。</li> </ol>

〔政策推進部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
政策推進部	企画班 (企画政策課 移住・定住促進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関に対する連絡調整及び要請に関する事。</li> <li>2 流出物及び漂流物の処理に関する事。</li> <li>3 交通情報の収集に関する事。</li> <li>4 交通関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 本部運営班の応援に関する事。</li> <li>6 その他必要と認められる事。</li> </ol>
	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に伴う予算措置に関する事。</li> <li>2 災害復旧資金に関する事。</li> <li>3 災害救助法の府負担金事務に関する事。</li> <li>4 その他必要と認められる事。</li> </ol>

〔総務部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
総務部	契約検査班 (契約検査室 契約課 指導検査課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械、器具及び物品の調達に関すること。</li> <li>2 各部・各班の応援に関すること。</li> <li>3 その他必要と認められること。</li> </ol>
	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要書類の搬出及び保管に関すること。</li> <li>2 その他必要と認められること。</li> </ol>
	資産班 ( 資産マネジメント 推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 普通財産等の被害状況調査に関すること。</li> <li>2 公用車等の車両の調達及び配車計画に関すること。</li> <li>3 電話交換の運営及び通信施設の確保に関すること。</li> <li>4 庁舎の管理及び警備に関すること。</li> <li>5 市役所来庁者に対する安全措置等に関すること。</li> <li>6 緊急輸送の実施等に関すること。</li> <li>7 応急仮設住宅の建設の調整に関すること。</li> <li>8 市有建築物の被害状況調査及び復旧に関すること。</li> <li>9 建築物の被害認定調査に関すること。</li> <li>10 その他必要と認められること。</li> </ol>
	調査班 (債権管理課 税務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家及び非住家の被害調査に関すること。</li> <li>2 被災者名簿及び被災区域図面の作成に関すること。</li> <li>3 罹災者の証明に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>
	電算管理班 (デジタル推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電算設備の確保に関すること。</li> <li>2 各部・各班の応援に関すること。</li> <li>3 その他必要と認められること。</li> </ol>

〔市民文化環境部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市民文化環境部	人権啓発推進班 (人権啓発・地域づくり推進室 啓発推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民交流センター等周辺地区における被害状況の把握に関すること。</li> <li>2 避難所の提供に関すること。</li> <li>3 その他必要と認められること。</li> </ol>
	清掃班 (環境対策室 生活環境課 清掃事務所 リサイクル事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害によって生じたごみ及びし尿対策に関すること。</li> <li>2 所管施設の管理及び清掃に係る応急対策に関すること。</li> <li>3 仮設トイレ等の設営に関すること。</li> <li>4 環境保全に関すること。</li> <li>5 災害時の防疫に関すること。</li> <li>6 防疫用薬品の確保に関すること。</li> <li>7 国、京都府等が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの支援に関すること。</li> <li>8 緊急時の環境放射線モニタリングの実施機関との連絡調整に関すること。</li> <li>9 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。</li> <li>10 その他必要と認められること。</li> </ol>
	地域・公民館班 (人権啓発・地域づくり推進室 地域づくり支援課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会（区）との連絡調整に関すること。</li> <li>2 自治会（区）を通じた情報収集に関すること。</li> <li>3 社会教育施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関すること。</li> <li>4 公民館の保全及び応急対策に関すること。</li> <li>5 救護所の設置及び運営管理の応援に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>
	文化振興班 (文化スポーツ室 文化振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財及び文化施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 その他必要と認められること。</li> </ol>
	スポーツ施設班 (文化スポーツ室 スポーツ振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。</li> <li>2 ヘリポートの開設に関すること。</li> <li>3 スポーツ施設の指定管理者との連絡調整に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>
	図書館班 (文化スポーツ室 図書館課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図書館の保全及び応急対策に関すること。</li> <li>2 各部・各班の応援に関すること。</li> <li>3 その他必要と認められること。</li> </ol>

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市民文化環境部	市民班 (市民課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急食料の調達に関する事。</li> <li>2 炊き出しに関する事。</li> <li>3 被災者の生活相談に関する事。</li> <li>4 被災者の生活物資等の相談に関する事。</li> <li>5 死者の火葬に関する事。</li> <li>6 その他必要と認められる事。</li> </ol>
	西支所班 (西支所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西地区の情報収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 本部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 その他必要と認められる事。</li> </ol>
	加佐分室班 (加佐分室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加佐地区の情報収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 本部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 その他必要と認められる事。</li> </ol>

〔福祉部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
福祉部	福祉班 (福祉企画課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 保険医療課 福祉援護課 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の社会福祉援助に関する事。</li> <li>2 所管福祉施設の保全及び応急措置に関する事。</li> <li>3 避難所及び避難時集結場所の開設及びその管理運営に関する事。</li> <li>4 避難者の収容及び保護に関する事。</li> <li>5 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</li> <li>6 義援金及び見舞金の收受及び配分に関する事。</li> <li>7 福祉関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8 要配慮者に関する事。</li> <li>9 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関する事。</li> <li>10 引取者のない遺体の処理に関する事。</li> <li>11 炊き出し食料その他食料品の輸送及び配給に関する事。</li> <li>12 その他必要と認められる事。</li> </ol>



〔健康・子ども部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
健康・子ども部	健康・医療班 (健康づくり課 地域医療課 子ども支援課 幼稚園・保育所課 市立舞鶴市民病院総務課 加佐診療所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症患者の収容に関する事。</li> <li>2 医師会医療救護班出動要請及び出動状況の掌握に関する事。</li> <li>3 医療機関の被害状況調査及び連絡に関する事。</li> <li>4 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 医師会との調整に関する事。</li> <li>6 被災者に対する保健活動及びその統括に関する事。</li> <li>7 臨時予防接種の実施に関する事。</li> <li>8 所管施設の保全及び応急措置に関する事。</li> <li>9 安定ヨウ素剤の配布に関する事。</li> <li>10 飲食物の摂取制限に関する事。</li> <li>11 市立舞鶴市民病院の救護班の編成に関する事。</li> <li>12 医療用資機材の提供に関する事。</li> <li>13 救護所の設置及び運営管理に関する事。</li> <li>14 その他必要と認められる事。</li> </ol>

〔産業振興部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
産業振興部	商工班 (観光まちづくり室 観光振興課 舞鶴引揚記念館)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光関係の災害予防対策に関すること。</li> <li>2 商工観光関係被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 商工観光業団体との連絡に関すること。</li> <li>4 商工観光業に係る風評被害対策に関すること。</li> <li>5 被災商工観光業者に対する支援（融資等）に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>
	物資班 (産業創造室 みなと振興・国際交流課 産業創造・雇用促進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資の受入れ及び保管に関すること。</li> <li>2 物資の配布に関すること。</li> <li>3 衣料、寝具その他の生活必需品等物資の調達に関すること。</li> <li>4 地域内輸送拠点の管理運営に関すること。</li> <li>5 物資の搬送に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>
	農林班 (農林課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林関係の災害予防対策に関すること。</li> <li>2 農林関係被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 農林関係危険箇所の巡視警戒に関すること。</li> <li>4 農林業団体との連絡に関すること。</li> <li>5 汚染農作物の出荷制限に関すること。</li> <li>6 被災農林業者に対する支援（融資等）に関すること。</li> <li>7 その他必要と認められること。</li> </ol>
	水産班 (水産課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係の災害予防対策に関すること。</li> <li>2 水産関係被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 水産業団体との連絡に関すること。</li> <li>4 汚染水産物の出荷制限に関すること。</li> <li>5 被災水産業者に対する支援（融資等）に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>

〔建設部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
建設部	土木班 (国・府事業推進室 国・府事業推進課 建設総務課 土木課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び都市施設の災害予防対策に関すること。</li> <li>2 公共土木施設及び都市施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 公共土木施設、都市施設等の危険箇所の巡視警戒に関すること。</li> <li>4 土砂その他の障害物の除去に関すること。</li> <li>5 緊急交通路及び幹線道路の確保に関すること。</li> <li>6 建設業者等との連絡に関すること。</li> <li>7 その他必要と認められること。</li> </ol>
	住宅班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること。</li> <li>2 被災者の公営住宅等への一時入居に関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅等の入居者の決定に関すること。</li> <li>4 住宅等支援補助金に関すること。</li> <li>5 住宅等支援融資に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>

〔会計部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
会計部	会計班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係経費の収支に関すること。</li> <li>2 義援金及び見舞金の保管に関すること。</li> <li>3 市民班の応援に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>

〔消防部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
消防部	消防班 (消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急救助課 東消防署 総務予防課 警備1課 警備2課 警備3課 西消防署 総務予防課 警備課 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災の予防及び警戒に関すること。</li> <li>2 消防業務に必要な情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>3 防災及び人命救助活動に関すること。</li> <li>4 危険物の保安及び消防水利対策に関すること。</li> <li>5 災害通信の運用及び確保に関すること。</li> <li>6 消防資機材の整理、点検及び確保に関すること。</li> <li>7 被ばく防護資機材等の管理に関すること。</li> <li>8 その他必要と認められること。</li> </ol>
	水防班 (消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急救助課 東消防署 総務予防課 警備1課 警備2課 警備3課 西消防署 総務予防課 警備課 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防関係情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 被災者の救助に関すること。</li> <li>3 河川等の警戒巡視に関すること。</li> <li>4 水防活動の実施及び被害状況の調査に関すること。</li> <li>5 水防資機材の点検、整備、調達及び輸送に関すること。</li> <li>6 遺体の捜索及び収容に関すること。</li> <li>7 その他必要と認められること。</li> </ol>

## 〔上下水道部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
上下水道部	業務班 (経営企画課 お客様サービス課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設・下水道施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。</li> <li>2 応急復旧に要する資材の調達確保に関すること。</li> <li>3 飲料水の供給に関すること。</li> <li>4 水道・下水道の広報に関すること。</li> <li>5 その他必要と認められること。</li> </ol>
	水道整備班 (水道整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の確保に関すること。</li> <li>2 水道施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>3 水道施設の保全、応急復旧及び警備に関すること。</li> <li>4 受電及び配電設備の保全及び警備に関すること。</li> <li>5 水道施設に係る水質試験及び管理等に関すること。</li> <li>6 水源からの取水及び水道水の供給の制限に関すること。</li> <li>7 その他必要と認められること。</li> </ol>
	下水道整備班 (下水道整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の災害予防対策に関すること。</li> <li>2 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 下水道施設等の危険箇所の巡視警戒に関すること。</li> <li>4 災害によって生じたし尿等の処理に関すること。</li> <li>5 その他必要と認められること。</li> </ol>

## 〔教育振興部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
教育振興部	教育総務班 (教育総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育関係被害状況の収集整理に関する事。</li> <li>2 応急教育並びに教育施設及び設備の応急復旧の調整に関する事。</li> <li>3 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関する事。</li> <li>4 学校施設及び設備の被害状況調査に関する事。</li> <li>5 救護所の設置及び運営管理の応援に関する事。</li> <li>6 その他必要と認められる事。</li> </ol>
	学校教育班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>2 教育資機材の調達及び分配に関する事。</li> <li>3 学校給食に関する事。</li> <li>4 その他必要と認められる事。</li> </ol>

## 〔議会事務部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
議会事務部	議会班 (議会事務局 総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員との連絡に関する事。</li> <li>2 各部・各班の応援に関する事。</li> <li>3 その他必要と認められる事。</li> </ol>

表7 連絡調整会議・災害警戒本部・災害対策本部体制

体制	連絡調整会議	災害警戒本部	災害対策本部
設置時期	情報収集事態となった場合	警戒事態となった場合	施設敷地緊急事態となった場合 全面緊急事態となった場合
事態の主な内容	・高浜町・おおい町で震度5弱又は5強の地震発生	・高浜町・おおい町で震度6弱以上の地震発生 ・高浜町・おおい町沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表 など	・すべての交流電源喪失(30分以上継続) など ・すべての直流電源喪失(5分以上継続) ・冷却機能喪失 など
本部長(副)	市長 (副市長、危機管理監、教育長)	同 左	同 左
設置場所	災害対策本部室	同 左	同 左
体制の内容	情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制	同 左
配備体制	・各部長 ・状況に応じ必要と認める各班員	・全員	同 左

## 2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、舞鶴市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

また、舞鶴市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

## 3 専門家の派遣要請

舞鶴市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

## 4 応援要請及び職員の派遣要請等

### (1) 応援要請

舞鶴市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

舞鶴市は、必要に応じ、京都府に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

## (2) 職員の派遣要請等

舞鶴市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について求めるものとする。

舞鶴市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## 5 自衛隊の派遣要請等

舞鶴市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、舞鶴市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

## 6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

舞鶴市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 7 防災業務関係者の安全確保

舞鶴市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

舞鶴市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

### (2) 防護対策

ア 災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務



関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 舞鶴市は、京都府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

イ 舞鶴市は京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

ウ 舞鶴市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

### (4) 安全対策

ア 舞鶴市は、応急対策活動を行う舞鶴市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 舞鶴市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、京都府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第4節 避難等の防護措置

### 1 避難等の防護措置の実施

舞鶴市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難等の防護措置を実施するものとする。

(1) 舞鶴市は、警戒事態発生時には、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行うものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(2) 舞鶴市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、P A Z内における避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとする。また、舞鶴市は、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うものとする。

- ・P A Z内の避難者の数及び避難の方針
- ・U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針

- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(3) 舞鶴市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を行うものとし、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国に要請するものとする。また、舞鶴市は、P A Z内の避難の実施に併せ、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施等を指示するとともに、O I Lに基づく防護措置の準備として、次の事項について状況の把握や共有を行う。

- ・U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

さらにU P Z外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、舞鶴市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された舞鶴市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(5) 舞鶴市は、住民等の避難誘導に当たっては、京都府と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、避難対象区域を含む舞鶴市は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

- (6) 舞鶴市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。
- (7) 舞鶴市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、京都府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、京都府は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとされている。
- (8) 舞鶴市は災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。
- (9) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

## 2 避難所等

- (1) 舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設できるよう努めるものとする。
- (2) 舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都府及び舞鶴市に提供できるよう努めるものとする。

- (3) 舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣服の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うよう努めるものとする。
- 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施できるよう努めるものとする。
- また、舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、保健師等による巡回健康相談等を実施できるよう努めるものとする。
- (5) 舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 舞鶴市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国、京都府及び関西広域連合と協議するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の

入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。

### 3 広域一時滞在

- (1) 舞鶴市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては京都府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 舞鶴市は、京都府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 京都府は、舞鶴市から協議要求があった場合、関西広域連合及び他の都道府県と協議を行うものとされている。また、舞鶴市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、舞鶴市からの要請を待ついとまがないときは、舞鶴市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を舞鶴市に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、舞鶴市及び京都府が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、舞鶴市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、舞鶴市からの要請を待ついとまがない時は、舞鶴市からの要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を舞鶴市に代わって行うものとされている。

### 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用

舞鶴市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

#### (1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

ア 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

イ 舞鶴市は、京都府と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の準備及び服用を指示するものとする。

#### (2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が

指示することとされている。

イ 舞鶴市は、京都府と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

## 5 避難行動要支援者への配慮

舞鶴市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

## 6 要配慮者への配慮

- (1) 舞鶴市は、国、京都府及び関西広域連合に協力を求めるとともに、関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、ユニバーサルデザインの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。
- (4) 舞鶴市は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、京都府と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡 1076 番地の 2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原 209 番地の 3
やすらぎの郷	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山 1076 番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市字市場 390 番地
大浦会館	公民館	舞鶴市字中田 459 番地

朝来小学校	学校	舞鶴市字朝来中 545 番地の 1
舞鶴医療センター	病院	舞鶴市字行永 2410 番地
安岡園	高齢者施設	舞鶴市字安岡 1076 番地の 1
田井原子力防災センター	公民館	舞鶴市字田井 97-2
国家公務員共済連合会 舞鶴共済病院	病院	舞鶴市字浜 1035

## 7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、舞鶴市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

## 9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

舞鶴市は、現地対策本部、関係機関と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

## 10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 舞鶴市は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 舞鶴市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、京都府等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 舞鶴市及び京都府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

## 第5節 治安の確保及び火災の予防

舞鶴市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

## 第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- 1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。舞鶴市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。
- 2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等における検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。舞鶴市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、舞鶴市は、国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

## 第7節 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

舞鶴市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、京都府等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送



## (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び京都府の現地対策本部長、舞鶴市の災害対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等））及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

## (3) 緊急輸送体制の確立

- ア 舞鶴市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、道路交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- イ 舞鶴市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、京都府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ京都府や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- ウ 舞鶴市は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

**2 緊急輸送のための交通確保**

舞鶴市は、交通規制に当たる京都府警察本部と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

**第8節 救助・救急、消火及び医療活動****1 救助・救急及び消火活動**

- (1) 舞鶴市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ京都府又は関西電力株式会社その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 舞鶴市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 舞鶴市は、舞鶴市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所  
など

## 2 医療措置

舞鶴市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害時における医療について協力するものとする。

### 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

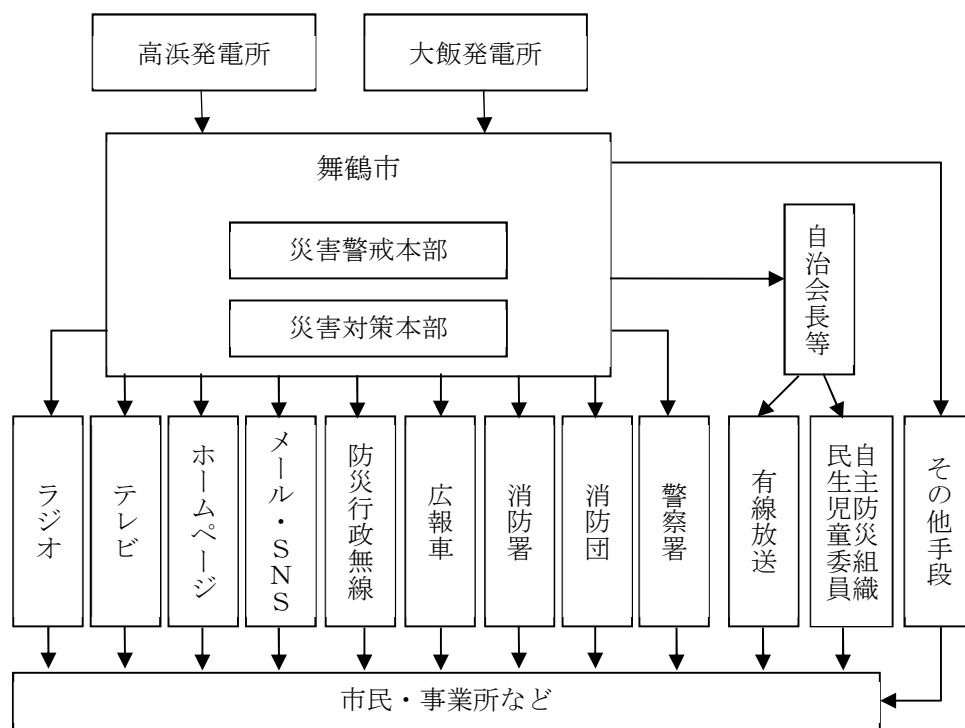
#### 1 住民等への情報伝達活動

- (1) 舞鶴市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、舞鶴市のあらゆる広報手段を用いて次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
  - ア 事故が発生した施設名、発生時刻
  - イ 事故の状況と今後の予想
  - ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示
- (2) 舞鶴市は、住民等への情報提供にあたっては国及び京都府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 舞鶴市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関等の情報、舞鶴市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設

住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- (4) 舞鶴市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、京都府、関係周辺市町、関西電力株式会社等と相互に連絡を取り合うものとする。
- (5) 舞鶴市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。



## 2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 舞鶴市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

- (2) 舞鶴市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、舞鶴市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、京都府、福井県、関係市町、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害の発生が報道されると、国内、国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、舞鶴市は適切に対応する。

### 1 ボランティアの受入れ

舞鶴市は、国、京都府及び関係団体と、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2 国民等からの義援物資、義援金及び見舞金の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ

舞鶴市は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

#### (2) 義援金及び見舞金の受入れ

舞鶴市は、京都府と十分協議の上、義援金及び見舞金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第11節 行政機関の業務継続に係る措置

舞鶴市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関

においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

また、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

### 1 市域外へ避難した場合の行政体制

舞鶴市が避難対象区域となり、市域外へ避難する場合には、京都府と調整し、避難後の市民サービスが迅速かつ円滑に行えるよう舞鶴市民の移転先に行政機能を移転することを原則とする。

なお、情報の共有や応急及び復旧対策が効率的に行えるよう京都府が設置する現地対策本部に災害対策本部の支部を設置するものとする。

また、行政機能の移転に当たっては、舞鶴市民の避難を優先したうえで実施するものとする。

その場合の体制は次のとおりとする。

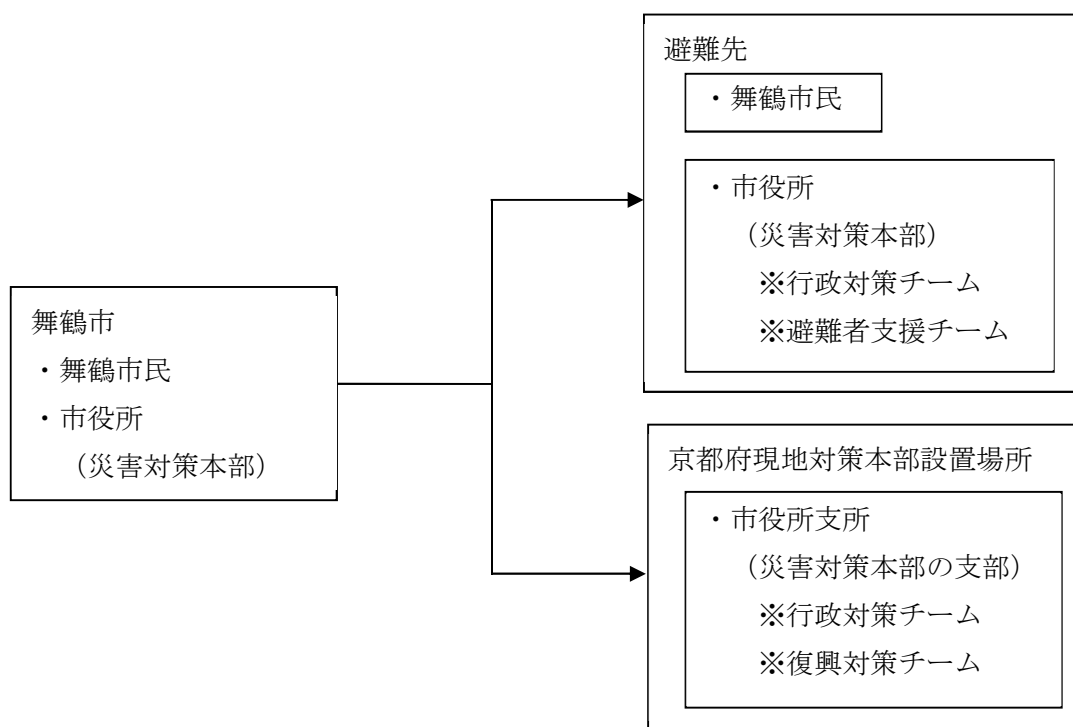


図9 市域外へ避難した場合の行政体制

### 2 各種データの整備保全

長期避難や復興の円滑化のため、あらかじめ住民基本台帳等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

## 第12節 水資源対策

- 1 舞鶴市は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 舞鶴市は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- 3 放射性物質の放出により、由良川をはじめとする水源が広域的に汚染されることが予想されるため、舞鶴市は、飲料水や生活用水等への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

### 第13節 家庭動物等対策

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。

舞鶴市は、国、京都府及び関西広域連合に協力し、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備をはじめ、飼養管理等に携わる人員の確保等の体制の整備について検討するものとする。

### 第14節 関西電力株式会社の行う応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、高浜発電所及び大飯発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

#### 1 災害状況の把握

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置し、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

- (1) 事故の発生時刻及び場所
- (2) 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- (3) 被ばく及び障害等人身災害に関わる状況
- (4) 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- (5) 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- (6) 気象状況
- (7) 収束の見通し

(8) その他必要と認める事項

## 2 原子力災害医療

原子力緊急時対策本部は、被ばく患者、傷病者が発生した時は、発電所で定める関連標準により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

## 3 退避誘導及び発電所内入域制限

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく災害対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定する場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

## 4 原子力災害の拡大防止を図るための措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- (2) 汚染拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- (3) 立入制限区域の設定
- (4) 危険物施設の防護措置

## 5 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、発電所原子力事業者防災業務計画に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

## 6 住民広報窓口の設置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置するものとする。

## 第4章 原子力災害中長期対策計画

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定により原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除

関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができることとされている。

また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、京都府、福井県及び所在町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができることとされている。

舞鶴市は、原子力防災体制を解除することにつき、意見聴取があった場合には、京都府とともに専門家の意見も聴いた上で回答するとともに、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

舞鶴市は、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

### 第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

舞鶴市は、国及び京都府と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

### 第5節 放射性物質による環境汚染への対処

舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。



## 第6節 各種制限措置の解除

舞鶴市は、京都府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

## 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

舞鶴市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

### 2 災害対策措置状況の記録

舞鶴市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第8節 被災者等の生活再建等の支援

- 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。舞鶴市以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 舞鶴市は京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第9節 風評被害等の影響の軽減

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第10節 被災中小企業等に対する支援

舞鶴市は、国、政府系金融機関及び京都府と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第11節 心身の健康相談体制の整備

舞鶴市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、高浜発電所及び大飯発電所の周辺地域の住民に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

別表1 緊急事態区分とEALについて

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

別表2 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を

参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。